

第6回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和5年11月28日（火曜日） 開始 15:00 終了 17:00

会 場 串間市役所3階大会議室

出席農業委員 12名

1番（会長） 原田 俊一 6番 牧野 菜那 19番 松田 富夫 （4番欠番）
2番（会長代理） 奥村 千扶子 11番 安永 博行 20番 島田 正弘
3番 田中 達成 12番 野邊 康德 23番 上村 眞司
5番 森 通弘 13番 堀口 宗幸 25番 廣見 安彦

欠席農業委員 1名 14番 松本 壽利

出席推進委員 11名

7番 谷口 昭 16番 内田 浩輔 24番 石上 平八郎
8番 武田 秀俊 17番 本川 理恵 26番 川崎 竜雅
9番 河野 良人 21番 中嶋 悦雄 27番 山口 浩幸
10番 北原 裕紀 22番 川崎 正博

欠席推進委員 2名 15番 川崎 博樹 、 18番 山口 広昭

議事録署名委員 3番 田中 達成 、 25番 廣見 安彦

議事日程

第1	報 告（解約）	農地法第18条第6項の規定による届出について
第2	議案第 32号	農地法第3条の規定による許可申請について
第3	議案第 33号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
第4	議案第 34号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第5	議案第 35号	農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
第6	議案第 36号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）
第7	議案第 37号	農用地利用集積等促進計画の要請について（新規）
第8	議案第 38号	農用地利用集積等促進計画の要請について（再配分）
第9	議案第 39号	農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について

出席事務局 5名 事務局長 河野 あずさ 次 長 山口 憲一
調整係長 内田 葵 主任主事 日高 俊太郎 主 事 野邊 恵利菜

議長（1番）

ただいまから、第6回農業委員会定例総会を開催いたします。

本日は、14番と15番と18番委員より欠席届が提出されていますので、出席委員は『農業委員12名、農地利用最適化推進委員11名』でございます。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、農業委員の過半数の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

議事録署名委員の指名

議長（1番）

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員は、

3番 田中 達成 委員

25番 廣見 安彦 委員 をお願いします。

議案の訂正

議長（1番）

審議に入ります前に送付議案書の訂正がありますので、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の訂正をお願いします。9ページをお開き下さい。議案第33号、農地法第4条の規定による許可申請について、受付番号1番の8筆目の現況地目を荒地と記載しておりますが、正しくは山林でありますので訂正をお願いします。続きまして、転用形態の欄に新規と記載がありますが、一部追認(始末書付)に訂正をお願いします。また、転用用途欄の植林に（昭和48年頃）の追記と施設面積の欄に杉12本植林済みの追記をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりであります。

報告：農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（1番）

ただちに議案審議に入ります。

議長（1番）

まず報告、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告させます。

事務局

農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。

今回の合意解約は15件でございます。内容といたしましては、耕作者変更、農地売却、農地中間管理事業へ変更、地目変更、農地交換、所有者変更が解約の理由となっております。お目通しいただきたいと思います。以上でございます。

議案第32号：農地法第3条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号1番から10番の10件を議題といたしまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請は、受付番号1番から10番の所有権移転に関する10件であります。

事務局によります申請書類の審査において、「許可することができない」と定めてあります、農地法第3条第2項各号の不許可の事由につきましては、

1号) 権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が行う農業経営に必要な機械の所有状況、労働力、技術面からみて、現在の経営農地と今回の許可申請農地を含めたすべての耕作農地を効率的に利用し、農業経営を行うことができないと認められる場合

3号) 今回の許可申請内容が、信託の引受けによる権利の取得であること

4号) 権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が、現在の経営農地と申請農地すべてで行う農業経営に必要な常時従事がないと認められる場合

5号) 今回の申請農地を、転貸しようとする場合

6号) 周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合であります。

今回の許可申請受付番号1番から10番の10件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしく願います。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

議長（1番）

ただいまの説明に対しまして、7番委員より受付番号1番から4番の4件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

7番委員

議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号1番から4番の所有権移転に関する4件でございます。まず、1番につきましては、渡人は市外在住で管理できないため、現耕作者である受人と売買し、受人は申請地に水稻を作付けする計画です。受人世帯においては、毎年水稻を作付けしており、農業従事状況については、本人と妻ともに250日の農業従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は水稻地帯であります。農薬の使用方法等については地域の防除基準を遵守し、地域で行われる草刈り等にも参加されるため何も問題ありません。次に、2番と3番は受人が同じで申請地も隣接していますので一括して報告いたします。渡人は規模拡大する受人の要望に応じ売買し、受人は申請地に飼料を作付けする計画です。受人世帯においては、毎年飼料を作付けしており、農業従事状況については、本人が120日、子供3人の従事もあるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は食用かんしょの作付けがありますが、飼料の作付けであるため農薬の使用はなく、地域で行われる獣害防止対策や農地の利用調整にも積極的に参加されるため何も問題ありません。次に、4番につきましては、渡人は市外在住で管理できないため、現耕作者である受人と売買し、受人は申請地に露地野菜の作付けと一部を食用かんしょの苗床として利用する計画です。受人世帯においては、毎年露地野菜等の作付けをしており、農業従事状況については、本人が350日、妻が320日の農業従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の北側は宅地、南側と西側は雑種地、東側は畑であります。申請地より高い位置にあり、農薬の使用方法等については地域の防除基準を遵守し、地域で行われる草刈り等にも参加されるため何も問題ありません。以上、受付番号1番から4番の所有権移転の4件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に5番から7番の3件について、21番委員より説明をお願いします。

21番委員

議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号5番から7番の所有権移転に関する3件でございます。まず、5番と6番は交換移転でありますので一括して報告いたしますが、申請地はそれぞれの所有農地に隣接しており、農地を集約し水稻を作付けする計画です。5番の受人世帯においては、毎年水稻を作付けしており、農業従事状況については、本人が250日、父が300日の農業従事があります。また、6番の受人世帯においても、毎年水稻の作付けがあり、本人が160日と常時雇用者が1人いますので、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。

21番委員

なお、それぞれの申請地の周辺は水稲地帯であり、農薬の使用については地域の防除基準を遵守し、地域で行われる草刈り等にも積極的に参加されるため何も問題ありません。次に、7番につきましては、渡人は市外在住で管理できないため、現耕作者である受人へ贈与し、受人は申請地に水稲を作付けする計画です。受人世帯においては、毎年水稲を作付けしており、農業従事状況については、本人と妻ともに365日の農業従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていきえると考えます。また、申請地の周辺は水稲地帯であります。農薬の使用方法等については地域の防除基準を遵守し、地域で行われる草刈り等にも参加されるため何も問題ありません。以上、受付番号5番から7番の所有権移転の3件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に8番について、27番委員より説明をお願いします。

27番委員

議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号8番の所有権移転に関する1件でございます。8番につきましては、渡人である母から受人の子への贈与であり、これまで同様水稲を作付けする計画です。受人世帯においては、毎年水稲を作付けしており、農業従事状況については、本人が300日、妻が200日の農業従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていきえると考えます。また、申請地の周辺は水稲地帯であります。農薬の使用方法等については地域の防除基準を遵守し、地域で行われる草刈り等にも参加されるため何も問題ありません。以上、受付番号8番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に9番と10番の2件について、26番委員より説明をお願いします。

26番委員

議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号9番と10番の所有権移転に関する2件でございます。この2件については受人が同じでありますので一括して報告いたします。この2件の渡人は市外在住で管理できないため、現耕作者である受人へ贈与し、受人は申請地に水稲を作付けする計画です。受人世帯においては、毎年水稲を作付けしており、農業従事状況については、本人が300日、母も300日の農業従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていきえると考えます。また、申請地の周辺は水稲地帯であります。農薬の使用方法等については地域の防除基準を遵守し、地域で行われる草刈り等にも参加されるため何も問題ありません。以上、受付番号9番と10番の所有権移転の2件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満

26番委員

たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第32号、申請10件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第32号、申請10件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第32号、申請10件は許可することに決定いたします。

議案第33号：農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

議長（1番）

次に議案第33号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、受付番号1番から4番の4件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第33号、農地法第4条第1項の規定による許可申請は、受付番号1番から4番の4件であります。

農地法第4条第6項「許可することができない」と定めてあります各号の不許可の事由は、

1号イ) 今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合

1号ロ) 今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地である場合

2号) 今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合

3号) 許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、申請内容にある目的に転用することが確実に認められない場合

4号) 許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合であります。

事務局

受付番号1番から4番の4件の申請地農地区分は、農用地域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地である「第2種農地」に区分されますので、農地法第4条第6項第1号口には該当しておりません。したがって、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号1番から4番の4件につきましては、農地法第4条第6項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たしていると思われまます。皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、20番委員より受付番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

20番委員

議案第33号、農地法第4条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号1番の1件でございます。1番については、申請地は周辺の山林・原野化に伴い農地の利用が困難となったことから、杉を植林し山林として管理していく計画です。また、申請地の一部については、昭和48年頃に杉を植林されており、始末書添付で申請されています。申請地図面の1ページから3ページをお開きください。申請地周辺は山林・原野化しており隣接する農地はなく、雨水は自然浸透で問題ないため土砂流失等の影響はないと思われまます。以上、受付番号1番の1件について調査しましたが、農地法第4条第6項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくをお願いします。

議長（1番）

次に2番と3番の2件について、25番委員より説明をお願いします。

25番委員

議案第33号、農地法第4条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号2番と3番の2件でございます。まず、2番については、申請人が財産整理の際に、申請地が地目変更されていないことが判明したため、今回申請されたものです。申請地は周辺の山林化に伴い農地の利用が困難となったことから、申請地には昭和50年頃に杉を植林されており、今後も山林として管理していくため、始末書添付で申請されています。申請地図面の4ページから7ページをお開きください。申請地に隣接する農地はなく、雨水は自然浸透で問題ないため、土砂流失等の影響はないと思われまます。次に3番については、申請地は鳥獣被害も多く、農地としての利用が困難となったため、杉を植林し山林として管理していく計画です。また、申請地の一部に

25番委員

については、平成25年頃に杉、クヌギを植林されており、始末書添付で申請されています。申請地図面の8ページから11ページをお開きください。申請地に隣接する農地はなく、雨水は自然浸透で問題ないため、土砂流失等の影響はないと思われます。以上、受付番号2番と3番の2件について調査しましたが、農地法第4条第6項各号に該当しておらず、2件すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次の4番は私の報告案件でありますので、議長を会長代理に交代します。

（ 会長代理（2番）へ議長交代 ）

議長（2番）

会長より議長を交代します。

それでは、受付番号4番について、1番委員より調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

1番委員

議案第33号、農地法第4条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号4番の1件でございます。4番については、申請地は鳥獣被害が多く、農地としての利用が困難となったため、杉を植林し山林として管理していく計画です。申請地図面の12ページから14ページをお開きください。申請地に一部隣接する農地がありますが、同じく鳥獣被害により耕作困難なため、申請人が所有者と協議の上転用申請したのち、山林として一体的に管理していく予定であります。また、雨水は自然浸透で問題なく、土砂流失等の影響はないと思われます。以上、受付番号4番の1件について調査しましたが、農地法第4条第6項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくお願ひします。

議長（2番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第33号、申請4件について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（ なしの声 ）

議長（2番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第33号、申請4件を決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (2 番)

異議なしということですので、議案第 3 3 号、申請 4 件は許可相当としますが、受付番号 1 番は事業面積の合計が 3 0 アールを超えますので、農地法第 4 条第 4 項の規定に基づき、宮崎県常設審議委員会へ意見聴取を行います。また、受付番号 2 番から 4 番の 3 件は、意見を付して県へ副申いたします。会長へ議長を交代します。

(会長 (1 番) へ議長交代)

議案第 3 4 号：農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

議長 (1 番)

会長代理より議長を交代します。

それでは議案第 3 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、受付番号 1 番から 4 番の 4 件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 3 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は、受付番号 1 番の使用貸借権の設定に関する 1 件と、受付番号 2 番から 4 番の所有権移転に関する 3 件であります。

農地法第 5 条第 2 項「許可することができない」と定めてあります各号の不許可の事由は、

1 号イ) 今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合

1 号ロ) 今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地である場合

2 号) 今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合

3 号) 許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、申請内容にある目的に転用することが確実に認められない場合

4 号) 許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合であります。

受付番号 1 番の 1 件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではありませんが、農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロにあります、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備える「第 1 種農地」であることから不許可の事由に該当することになります。しかし、受付番号 1 番については、農地法施行令第 1 1 条第 1 項第 2 号イ及び農地法施行規則第 3 3 条第 1 項第 4 号にあります「住宅その他の申請に係る土地の周辺地域において、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続するもの」にあたることから、申請地は

事務局

「第1種農地」であります。不許可の例外に該当しています。

次に、受付番号2番の1件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、市街地の区域内、又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画法第8条第1項第1号に規定されている、「第2種住居地域」に該当するため「第3種農地」に区分されますので、農地法第5条第2項第1号口には該当していません。

次に、受付番号3番から4番の2件の申請地農地区分は、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地である「第2種農地」に区分されますので、農地法第5条第2項第1号口には該当していません。

したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号1番から4番の4件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、2番委員より受付番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員

議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号1番の使用貸借権の設定に関する1件でございます。1番の受人は、現在貸家住宅に家族6人で居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったことから住宅を建築したく申請されたものです。また、建設業の役員として担当する配車業務の効率化を図るため、工事車両の駐車スペースを確保したく、渡人である母から使用貸借権の設定により利用する計画です。申請地図面の15ページから18ページをお開きください。申請地の東側・西側・北側は道路、南側は宅地と畑であります。申請地の周囲にはブロック塀を設置し、雨水については自然浸透及び西側道路側溝に放流する計画です。生活雑排水についても浄化槽を経て西側道路側溝へ流す計画でありますので、転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれはないと考えます。以上、受付番号1番の1件について調査しましたが、農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に2番について、5番委員より説明をお願いします。

5 番委員

議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号2番の1件でございます。2番につきましては、受人は農家で子供の成長に伴い現在の居住地が手狭になったことから、作業場近くの申請地に住宅を建築したく、渡人である父から申請地を受贈するものです。申請地図面の19ページから22ページをお開き下さい。申請地の東側・西側は宅地、南側は道路、北側は農地ですが、境界付近に盛土を行い対策される計画であるため、農地へ雨水が流出することはありません。また、雨水は雨水枡を通して道路側溝に流し、家庭用排水はパイプを通して公共下水に排水するため問題なく、転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれはないと考えます。以上、受付番号2番の1件について調査いたしました。農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に3番について、11番委員より説明をお願いします。

11番委員

議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号3番の1件でございます。3番につきましては、申請地周辺の山林化に伴い耕作困難となったことから、受人が植林し山林として管理するため申請されたものです。また、申請地の一部については、昭和45年頃に杉を植林されており、始末書添付で申請されています。申請地図面の23ページから26ページをお開き下さい。申請地に隣接する農地はなく、雨水についても自然浸透で問題ないため土砂流失等の影響はないと思われれます。以上、受付番号3番の1件について調査いたしました。農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に4番について、25番委員より説明をお願いします。

25番委員

議案第34号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の調査区域は受付番号4番の1件でございます。4番につきましては、申請地周辺の山林化に伴い耕作困難となったことから、受人が植林し今後は山林として管理するため申請されたものです。申請地図面の27ページから29ページをお開き下さい。申請地に隣接する農地はなく、雨水についても自然浸透で問題ないため土砂流失等の影響はないと思われれます。以上、受付番号4番の1件について調査いたしました。農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第34号、申請4件について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 (1 番)

ないようですのでお諮りいたします。
議案第 3 4 号、申請 4 件を決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (1 番)

異議なしということですので、議案第 3 4 号、申請 4 件は許可相当としますが、受付番号 3 番の 1 件は事業面積の合計が 3 0 アールを超えますので、農地法第 5 条第 3 項の規定に基づき宮崎県常設審議委員会へ意見聴取を行います。また、1 番と 2 番と 4 番の 3 件は、意見を付して県へ副申いたします。

農用地利用集積計画の承認に伴う市長部局提案

議長 (1 番)

次に農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、審議に入ります前にあらかじめ市からの提出議案の面積・件数等を事務局より説明させます。

事務局

農業経営基盤強化促進法が令和 5 年 4 月 1 日に改正され、「農用地利用集積計画」が「農用地利用集積等促進計画」へ変更されましたが、農業経営基盤強化促進法附則（令和 4 年 5 月 2 7 日法律第 5 6 号）第 5 条各項により、施行日から起算して 2 年を経過する日までの間は、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるため、令和 5 年 1 1 月分も引き続き農地利用集積計画の審議をお願いします。それでは令和 5 年 1 1 月分につきましては、串間市長より令和 5 年 1 1 月 2 2 日付で、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認が求められております。内容につきましては、議案第 3 5 号、所有権移転が 1 件、面積が 1, 1 4 0 m²、議案第 3 6 号、利用権設定が 1 1 件、面積が 3 4, 1 1 6 m²でございます。以上でございます。

議長 (1 番)

それではただいまから市の提案について審議に入ります。

議案第35号：農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）

議長（1番）

議案第35号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、受付番号1番の1件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第35号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、受付番号1番について説明します。

「農用地利用集積計画の承認の該当要件」につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項、第1号) 今回の農用地利用集積計画の内容が「地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体の育成とともに、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。」とある串間市の基本構想に適合するものであること

第2号イ) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること

第2号ロ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること

であり、事務局によります申請書類の審査において、受付番号1番については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、9番委員より受付番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

9番委員

議案第35号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である受付番号1番の1件を報告します。1番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため、受付番号1番の1件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第35号、申請1件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
議案第35号、申請1件を承認してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第35号、申請1件は承認し市へ通知いたします。

議案第36号：農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

議長（1番）

次に、議案第36号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、
であります。20番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に
より、退室をお願いします。
暫時休憩します。

（ 20番委員 退室 ）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第36号は、受付番号1番から11番の11件であります。先に4番と5番の2件の審議を行います。
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第36号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分は受付
番号1番から11番の11件であります。先に4番と5番の2件について説明します。
事務局によります申請書類の審査において、先ほど議案第35号で説明いたしました、「農用地利用集積計
画の承認の該当要件」であります。旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件をすべて満たし
ていると思われまます。
また、受付番号4番については所有者死亡により、相続人代表での申請となっております。渡人である所有
者が死亡している場合には、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号の規定により、所有権を有する
全ての者の同意が得られていることとなっております。ただし、契約期間が20年を超えない利用権設定の場
合には、所有権を有する者の2分の1を超える同意が得られていれば足りることとなっております。受付番号4番
につきましては、契約期間が20年を超えておらず、所有権を有する者の2分の1を超える同意が得られてい
るため、該当要件を満たしていると思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、22番委員より受付番号4番と5番の2件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

22番委員

議案第36号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域は受付番号4番と5番の2件になります。この2件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第36号、受付番号4番と5番の2件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第36号、受付番号4番と5番の2件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第36号、受付番号4番と5番の2件は承認し市へ通知します。暫時休憩します。

（20番委員 入室）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、受付番号1番から3番と6番から11番の9件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第36号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、受付番号4番と5番を除く、受付番号1番から3番と6番から11番の9件について説明します。

事務局

事務局によります申請書類の審査において、先ほど議案第35号で説明いたしました、「農用地利用集積計画の承認の該当要件」であります、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件をすべて満たしていると思われます。

また、受付番号1番と2番の2件につきましては、新規参入法人でありますので、「農業経営の法人マニュアル」で農地所有適格法人の要件を説明します。まず、農業法人の形態につきましては、「農地を使用して農業経営を行うことのできる農地所有適格法人」と、「農地を必要としない一般農業法人」に分かれます。今回の受法人は、牛の生産及び飼料の生産販売等を行うため、農地利用を必要とする農地所有適格法人になる必要がありますが、会社形態が株式会社でありますので要件を満たしています。2つめの事業要件につきましては、「主たる事業が農業と関連事業」であり、その売上高が過半数であることが要件になります。これは、農業及び関連事業のほかに別の事業を行う場合、農業に関係のない他の事業の売上が過半数以上の場合、農地所有適格法人とみなされません。今回の譲受法人の事業は、農業である牛の生産と関連事業である飼料の生産販売等でありますので、農業の売上計画は100%であることから、事業要件を満たしていると思われます。3つめの出資者要件につきましては、農業に常時従事する役員が2名ありますが、農業関係者以外の個人を含む場合、農業に常時従事する者が2分の1以上の議決権を有する必要があります。申請譲受法人の総議決権すべてが農業常時従事者2名にありますので、農業常時従事者である役員の議決権が2分の1以上になることから、出資者要件を満たしています。4つめの役員要件につきましては、農業関係者が経営の主宰権をとれるよう農業常時従事者たる出資者が、役員の過半を占める必要があります。申請者である譲受法人の役員構成は2名ありますが、代表取締役1名及び取締役1名が150日以上農業常時従事者でありますので問題ありません。また、農作業従事条件がさらに必要となりますが、この条件は役員または重要な使用人のうち1名以上が農作業に原則60日以上従事する必要があります。今回、農業常時従事者の2名中2名が農作業を中心に行う役員であり、年間150日農業常時従事があるため要件を満たしていると思われます。以上のことから、申請譲受法人は、農地所有適格法人の要件を満たしていると思われます。

また、受付番号8番から10番については所有者死亡により、相続人代表での申請となっております。契約期間が20年を超えておらず、所有権を有する者の2分の1を超える同意が得られているため、先ほど受付番号4番で説明した該当要件を満たしていると思われます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、7番委員より受付番号1番と2番の2件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

7 番委員

議案第 3 6 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域は受付番号 1 番と 2 番の 2 件になります。この 2 件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1 番）

次に 3 番について、2 2 番委員より説明をお願いします。

2 2 番委員

議案第 3 6 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域は受付番号 3 番の 1 件になります。3 番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、地域の担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1 番）

次に 6 番から 9 番の 4 件について、2 1 番委員より説明をお願いします。

2 1 番委員

議案第 3 6 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域は受付番号 6 番から 9 番の 4 件になります。この 4 件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1 番）

次に 1 0 番について、2 4 番委員より説明をお願いします。

2 4 番委員

議案第 3 6 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域は受付番号 1 0 番の 1 件になります。この 1 0 番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1 番）

次に 1 1 番について、2 7 番委員より説明をお願いします。

27番委員

議案第36号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域は受付番号11番の1件になります。この11番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第36号、受付番号1番から3番と6番から11番の9件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第36号、受付番号1番から3番と6番から11番の9件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第36号、受付番号1番から3番と6番から11番の9件は承認し市へ通知します。

議案第37号：農用地利用集積等促進計画の要請について（新規）

議長（1番）

次に議案第37号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、受付番号1番から11番の11件を議題といたしまして審議を行います。

まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第37号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、受付番号1番から11番の11件について説明します。

「農用地利用集積等促進計画の認可要件」につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項、

事務局

第1号) 農用地利用集積等促進計画の内容が、宮崎県の定める基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること

第2号イ) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること

第2号ロ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること

であり、事務局によります申請書類の審査において、受付番号1番から11番の11件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしていると思われま

す。また、受付番号1番から10番については、新規参入法人でありますので、農地所有適格法人の要件を説明します。まず、農業法人形態につきましては、今回の受法人は、バレイショ（有機野菜）の生産及び関連事業を行うため、農地利用を必要とする農地所有適格法人になる必要がありますが、会社形態が株式会社でありますので要件を満たしています。2つめの事業要件につきましては、農業であるバレイショの生産販売と関連事業でありますので、農業の売上計画は100%であることから、事業要件は満たしていると思われま

す。3つめの出資者要件につきましては、農業に常時従事する役員が1名で、譲受法人の総議決権すべてが農業常時従事者1名にありますので、農業常時従事者である役員の議決権が2分の1以上になることから、出資者要件を満たしています。4つめの役員要件につきましては、譲受法人の役員構成は代表取締役1名で150日以上

の農業常時従事があるため要件を満たしていると思われま

す。以上のことから、申請譲受法人は、農地所有適格法人の要件を満たしていると思われま

す。また、受付番号1番から3番と5番と9番の5件については、所有者死亡により相続人代表での申請とな

っております。渡人である所有者が死亡している場合には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第4号の規定により、所有権を有する全ての者の同意が得られていることとなっております。ただし、契約期間が40年を超えない貸借権の設定の場合には、所有権を有する者の2分の1を超える同意が得られてい

れば足りるとなっております。受付番号1番から3番と5番と9番の5件につきましては、契約期間が40年を超えておらず、所有権を有する者の2分の1を超える同意が得られているため、該当要件を満たしていると思われま

す。皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、9番委員より受付番号1番から10番の10件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

9番委員

議案第37号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の受付番号1番から10番の10件を報告します。この10件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積と

9 番委員

なることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（1 番）

次に 1 1 番について、2 1 番委員より説明をお願いします。

2 1 番委員

議案第 3 7 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の受付番号 1 1 番の 1 件を報告します。この 1 件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第 3 7 号、申請 1 1 件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1 番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第 3 7 号、申請 1 1 件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1 番）

異議なしということですので、議案第 3 7 号、申請 1 1 件は農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

議案第 3 8 号：農用地利用集積等促進計画の要請について（再配分）

議長（1 番）

次に議案第 3 8 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分ではありますが、1 1 番委員と 2 3 番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により退室をお願いします。

暫時休憩します。

(1 1 番委員、2 3 番委員 退室)

議長 (1 番)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第 3 8 号は、受付番号 1 番から 3 3 番の 3 3 件であります。先に 3 2 番と 3 3 番の 2 件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 3 8 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、受付番号 1 番から 3 3 番の 3 3 件であります。先に 3 2 番、3 3 番の 2 件について説明します。

事務局によります申請書類の審査において、先ほど議案第 3 7 号で説明いたしました、「農用地利用集積等促進計画の認可要件」であります農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項各号の該当要件をすべて満たしていると思われま。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長 (1 番)

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、1 6 番委員より受付番号 3 2 番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

1 6 番委員

議案第 3 8 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、受付番号 3 2 番の 1 件を報告します。この 1 件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 (1 番)

次に 3 3 番について、2 1 番委員より説明をお願いします。

2 1 番委員

議案第 3 8 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、私の担当区域の受付番号 3 3 番の 1 件を報告します。この 1 件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 (1 番)

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第 3 8 号、受付番号 3 2 番と 3 3 番の 2 件について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 (1 番)

ないようですのでお諮りいたします。

議案第 38 号、受付番号 32 番と 33 番の 2 件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (1 番)

異議なしということですので、議案第 38 号、受付番号 32 番と 33 番の 2 件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

暫時休憩します。

(11 番委員、23 番委員 入室)

議長 (1 番)

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、受付番号 1 番から 31 番の 31 件について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 38 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、受付番号 1 番から 31 番の 31 件について説明します。

事務局によります申請書類の審査において、先ほど議案第 37 号で説明いたしました、「農用地利用集積等促進計画の認可要件」であります農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の該当要件をすべて満たしていると思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長 (1 番)

説明は、お聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、11 番委員より受付番号 1 番から 9 番と 13 番から 31 番の 28 件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

11 番委員

議案第 38 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、私の担当区域の受付番号 1 番から 9 番と 13 番から 31 番の 28 件を報告します。この 28 件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の該当要件をすべて満たしており、認定

1 1 番委員

農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく
お願いいたします。

議長（1 番）

次に 1 0 番から 1 2 番の 3 件について、1 6 番委員より説明をお願いします。

1 6 番委員

議案第 3 8 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請につい
て、再配分、私の担当区域の受付番号 1 0 番から 1 2 番の 3 件を報告します。この 3 件においては、農地中間
管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項各号の該当要件をすべて満たしており、地域の担い手への集積と
なることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたしま
す。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第 3 8 号、受付番号 1 番から 3 1 番の 3 1 件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（ なしの声 ）

議長（1 番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第 3 8 号、受付番号 1 番から 3 1 番の 3 1 件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1
項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしい
でしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1 番）

異議なしということですので、議案第 3 8 号、受付番号 1 番から 3 1 番の 3 1 件は、農地中間管理機
構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

暫時休憩します。

（ 農業振興課 農政企画係 入室 ）

議案第39号：農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第39号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について、議案といたします。まず、担当課より提案理由の説明を求めます。

農業振興課
農政企画係

議案第39号、串間市農業振興地域整備計画の変更に係る意見の聴取について説明いたします。

資料1をご覧ください。令和5年10月に農業振興地域整備計画の変更について申請を受け付けたところ2者から申請があり、すべて農用地区域からの除外の案件となっております。2ページをお開きください。まず、「資料1-1」の除外の案件について説明します。申請地は、西側が山林に隣接しており、有害鳥獣が多く、今後農地として管理することが困難であるため、杉500本を植林し山林として管理していくため、農用地区域から除外させていただきたく申請されたものです。現況の地目は田で、面積は3,216㎡です。3ページをお開きください。雨水については自然浸透で問題なく、境界に畦畔が確保されていることから隣接農地への影響もありません。9ページをお開きください。ここが除外申請地となっております。

次に12ページをお開きください。「資料1-2」の除外の案件について説明します。申請者は市内で建設業を行っており、事業拡大により資材倉庫、建設機械駐車場及び資材置場として管理していくため、農用地区域から除外させていただきたく申請するものです。現況の地目は田で、面積は2,310㎡です。13ページをお開きください。事業の概要ですが、総敷地面積は2,310㎡であり、資材倉庫64.98㎡、資材置場690㎡、駐車場240㎡、その他は通路等となっております。23ページをお開きください。配置図と利用計画図となっております。周囲の土地とは十分に間隔をとり、日照被害等が無いよう配慮されており、雨水については、自然透過で問題ありません。20ページをお開きください。ここが除外申請地となっております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございますが、ここで質疑があれば出して下さい。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでここで担当課の退室をお願いします。
暫時休憩します。

（農業振興課 農政企画係 退室）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第39号、農振農用地区域内からの除外申請2件について、事務局より補足説明をお願いします。

事務局

議案第39号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について、農振農用地区域内からの除外分、受付番号1番と2番の2件について説明します。今回の農振農用地区域内からの除外については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件を満たし、農業委員会を含む関係機関の意見聴取後、問題がなければ農振法第12条の公告をもって除外となり、農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請の提出を行うこととなります。受付番号1番の1件の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性が低い農地である「第2種農地」に区分されますので問題ないと思われま。また、受付番号2番の1件の農地区分は、農地法第5条第2項第1項ロにあります、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備える「第1種農地」に該当することから、転用申請の受付ができない案件となります。しかし、農地法施行令第11条第1項第2号イ及び農地法施行規則第33条第1項第4号にあります「住宅その他の申請に係る土地の周辺地域において、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続するもの」に該当し、不許可の例外に該当いたします。したがって、今回の受付番号1番と2番の2件については、除外後の農地法第4条及び第5条の転用申請は提出可能であることを申し添えます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

それでは、3番委員より受付番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

3番委員

議案第39号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について、私の調査区域は受付番号1番の除外申請の1件でございます。申請地は有害鳥獣が多く、今後農地として利用することが困難であることから、杉を植林し山林として管理していくため除外申請を行うとのこととあります。申請地を確認したところ、一部農地が隣接しますが、申請地は隣接農地よりも高い位置にあるため、農業用の効率的かつ総合的な利用に支障がなく、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件を満たしているため、今回の「除外」は妥当であると考えます。以上、受付番号1番の1件を調査してまいりましたが、「除外」することに関しまして何も問題ありません。ご審議方よろしくお願い致します。

議長（1番）

次の2番は私の報告案件でありますので、議長を会長代理に交代します。

(会長代理 (2 番) へ議長交代)

議長 (2 番)

会長より議長を交代します。
それでは受付番号 2 番について、1 番委員より調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

1 番委員

議案第 39 号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見の聴取について、私の調査区域は受付番号 2 番の除外申請の 1 件でございます。申請人が経営する建設会社の資材置場等が不足しており、会社に隣接する申請地を資材倉庫・駐車場・資材置場として利用するため、除外申請を行うとのことでもあります。申請地を確認したところ、一部農地が隣接していますが、境界から 3 m 間隔をあけて盛土し、土砂流出等の対策を行うとのこと。農業用の効率的かつ総合的な利用に支障がなく、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件を満たしているため、今回の「除外」は妥当であると考えます。以上、受付番号 2 番の 1 件を調査してまいりましたが、「除外」することに関しまして何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議長 (2 番)

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいま、1 番委員と 3 番委員より農振農用地区域内からの除外申請 2 件については、妥当であるとの意見が出されました。他に意見はありませんか。

(なしの声)

議長 (2 番)

ないようですのでお諮りいたします。議案第 39 号、串間市農業振興地域整備計画変更に係る意見聴取、除外申請 2 件は妥当であると通知することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (2 番)

異議なしということですので、議案第 39 号、除外申請 2 件は妥当であると市へ通知します。
会長へ議長を交代します。

(会長 (1 番) へ議長交代)

議長（1番）

会長代理より議長を交代します。

以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。

以上を持ちまして、第6回農業委員会定例総会のすべてを終了いたします。

令和5年11月28日

1番 (会長) 原田 俊一

2番 (会長代理) 奥村 千扶子

議事録署名委員

3番 田中 達成

25番 廣見 安彦